

# 神奈川県立体育センター等特定事業

## 基本協定書（案）

平成 28 年 7 月 29 日

神奈川県

## 神奈川県立体育センター等特定事業 基本協定書（案）

神奈川県立体育センター等特定事業（以下「本事業」という。）に関して、神奈川県（以下「県」という。）とグループを構成する【事業者名】（以下「代表企業」という。）並びに【事業者名】【事業者名】及び【事業者名】（以下併せて「構成企業」という。なお、以下代表企業と構成企業とを併せて「落札者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本基本協定は、落札者が設立する本事業の遂行者（以下「PFI事業者」という。）と県が、神奈川県立体育センター及び神奈川県立総合教育センター（以下「本施設」という。）の設計、工事監理、建設、開業準備、運営支援、維持管理、飲食施設等の運営、自主事業、及びこれらに付随し、関連する事項に関する契約（以下「特定事業契約」という。）の締結に向けて、県及び落札者の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力及び手続等について定めることを目的とする。

### （当事者の義務）

第2条 県及び落札者は、本事業の入札手続に関して公表した入札説明書（添付資料を含む。）及び質問回答書並びに提案書、ヒアリング結果に基づき、県とPFI事業者とが締結する特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 落札者は、特定事業契約締結のための協議においては、本事業の入札手続における県の要望事項を尊重するものとする。

### （PFI事業者の設立）

第3条 落札者は、本基本協定締結後、特定事業契約の仮契約締結までに、PFI事業者を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社の形態で設立し、その商業登記簿謄本を県に提出するものとする。

2 落札者は、前項により設立する株式会社の本社所在地を神奈川県内に置くこととする。

3 PFI事業者の定款には、会社法107条第2項第1号イに基づく株式の譲渡制限、並びに取締役会、監査役を設置する旨を規定するものとし、同法107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項ただし書きに定める事項についての定めを置いてはならない。

4 PFI事業者の定款には、会社法第108条第1項に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ、同法109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めなければならない。

5 落札者は県に対して、PFI事業者に、PFI事業者の定款の原本証明付写しを定款作成後速やかに提出させる。また、その後定款変更がなされた場合も同様とする。

- 6 落札者は、P F I事業者の創立総会又は株主総会において取締役及び監査役が選任されたときは、P F I事業者に、その選任後速やかにこれを県に通知させる。また、その後取締役及び監査役の改選がなされた場合も同様とする。
- 7 第1項の場合、落札者は必ずP F I事業者に出資しなければならず、落札者が保有する議決権の合計割合は、P F I事業者の総株主の議決権の2分の1を超えるものとする。
- 8 代表企業は、P F I事業者の設立及び事業の遂行にあたっては、代表企業を含む出資者にその必要資金をP F I事業者に対して出資させ、かかる設立後もP F I事業者の株主・出資者として、P F I事業者が特定事業契約を締結し遵守するようその権利を行使させるものとする。
- 9 前項のP F I事業者に対する出資に大幅な変更が生じる場合には、代表企業は、P F I事業者及び代表企業を含む出資者に事前に県の書面による承認を得させるものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 代表企業を含む出資者の、P F I事業者の株式又はP F I事業者に対するその他の権利義務若しくは地位を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権の設定その他の担保提供をする場合等、一切の処分を行うには事前に県の書面による承諾を得るものとする。ただし、県は当該処分について合理性が認められる場合には、かかる承諾を留保又は遅延しないものとする。

(特定事業契約)

第5条 県は、本基本協定締結後、本事業の入札手続において既に提示した入札説明書に記載した日程に沿って、特定事業契約をP F I事業者との間で締結し、落札者はP F I事業者と県との間で同契約を締結させるものとする。

2 県は、入札説明書に添付の特定事業契約書案の文言に関し、落札者より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

3 県は、本基本協定締結後、平成[ ]年[ ]月[ ]日を目途として、県議会への特定事業契約に係る議案提出日まで、特定事業契約の仮契約をP F I事業者との間で締結し、落札者はP F I事業者と県との間で同仮契約を締結させるものとする。

4 前項の仮契約は、特定事業契約の締結について県議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

5 特定事業契約の本契約の成立前に、P F I事業者又は落札者(以下「落札者等」という。)のいずれかに次の各号の事由が生じたときは、県は特定事業契約の仮契約を締結せず、または、締結した仮契約を解除することができる。

- 一 落札者等が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体

- をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- 二 落札者等が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
- 三 落札者等が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- 四 落札者等及び役員等(落札者等が個人である場合にはその者を、落札者等が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 五 落札者等が本件に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者等に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項に規定による命令)が確定したとき。
- 六 落札者等を構成事業者とする事業者団体が本件に関して独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(落札者等に対してされたものに限る。))が確定したとき。
- 七 本件に関して、落札者等(落札者等が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 八 本件に関して、落札者等又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の刑が確定したとき。
- 6 特定事業契約の本契約の成立前に、落札者のいずれかが、本事業の入札説明書に定める参加資格要件に定める事項を満たさなくなった場合、次の各号に定める場合を除き、県はPFI事業者と仮契約を締結せず、又は締結した仮契約を解除することができる。
- 一 落札者が、参加資格要件として定める事項を満たさなくなった構成企業に代わって、本事業の入札説明書に定める参加資格要件を有する者を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格要件の確認及びPFI事業者の事業能力を勘案し、特定事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。但し、代表企業の変更は認めない。
- 二 本事業の入札説明書の参加資格要件として定める事項を満たさなくなった構成企業を除く落札者の全員で、本事業の募集要項に定める全ての参加資格要件を満たし、かつ事業者の事業能力を勘案し、特定事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。但し、代表企業が参加資格要件として定める事項を満たさなくなった場合を除く。

- 7 前項第1号の規定により構成企業を補充する場合、代表企業は、当該新たな当事者に本基本協定の条件を合意させることを要し、県が要請するときは、本基本協定の当事者変更その他の必要な手続きを履践するものとする。
- 8 県及び落札者は、特定事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(業務の委託、請負)

第6条 PFI事業者による本事業の実施に関し、落札者は、本施設の設計に係る業務を【設計業務を遂行する構成企業】に、工事監理に係る業務を【工事監理業務を遂行する構成企業】に、建設に係る業務を【建設業務を遂行する構成企業】に、開業準備に係る業務を【開業準備業務を遂行する構成企業】に、維持管理に係る業務を【維持管理業務を遂行する構成企業】に、運営支援に係る業務を【運営支援業務を遂行する構成企業】に、飲食施設等の運営に係る業務を【飲食施設等運営業務を遂行する構成企業】に、自主事業に係る業務を【自主事業を遂行する構成企業】に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 落札者は、特定事業契約が県とPFI事業者との間で締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託し又は請け負わせる者とPFI事業者との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約(若しくはこれに代わる覚書等)を締結させるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、県に提出するものとする。
- 3 第1項により業務を受託し又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施するものとする。

(出資者保証書等)

第7条 落札者は、特定事業契約が締結された後、速やかに別紙1の様式による出資者保証書を作成して県に提出するとともに、PFI事業者の株式を保有する落札者以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して県に提出するものとする。

(準備行為)

第8条 落札者は、特定事業契約締結前であっても、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、県は、必要かつ可能な範囲で落札者に対して協力するものとする。

- 2 前項の準備行為の結果は、特定事業契約の締結後、PFI事業者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(特定事業契約不調の場合の処理)

第9条 県及び落札者のいずれの責にも帰すべからざる事由により、県とPFI事業者との間で特定事業契約の締結に至らなかった場合、県及び落札者が本事業の準備に関して

それぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、県及び落札者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

( 違約金 )

第 10 条 落札者は、落札者等のいずれかが第 5 条第 5 項各号のいずれかに該当したときは、特定事業契約の締結又は不締結若しくは解除又は継続にかかわらず、特定事業契約の契約金額となるべき金額のうち施設整備費の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）の 10 分の 1 に相当する金額の違約金を全落札者が連帯して県に支払わなければならない。

ただし、落札者等のいずれかが第 5 条第 5 項各号のいずれかに該当することを理由として、P F I 事業者が特定事業契約の規定に基づき違約金の支払い義務を負う場合、落札者は P F I 事業者の負う前記違約金支払い義務について全落札者が連帯して責任を負い、本項第 1 文に基づく義務は負わないものとする。

2 第 5 条第 5 号各号の事由以外の落札者の責めに帰すべき事由により事業者と特定事業契約を締結することができない場合には、県は落札者に対し、特定事業契約の契約金額となるべき金額のうち施設整備費の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）の 10 分の 1 に相当する金額の違約金を請求することができる。かかる請求を受けたときは、落札者は全落札者が連帯して当該請求に係る違約金を速やかに支払わなければならない。

3 前条の定めにかかわらず、落札者が自らの責めに帰すべき事由により故意に特定事業契約を締結させない場合には、県は落札者に対し、特定事業契約の契約金額となるべき金額のうち施設整備費の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）の 10 分の 1 に相当する金額の違約金を請求することができる。かかる請求を受けたときは、落札者は全落札者が連帯して当該請求に係る違約金を速やかに支払わなければならない。

4 前 3 項の規定は、県に生じた損害額が前 3 項に規定する損害額を超える場合に、県がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

( 秘密保持 )

第 11 条 県及び落札者は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の同意を得ずしてこれを第三者（ P F I 事業者を除く。）に開示しないこと並びに本基本協定の履行の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命じられた場合、当事者の弁護士その他の本事業のアドバイザーに開示する場合、落札者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び県が神奈川県情報公開条例（平成 12 年条例第 26 号）その他の法令等に基づき開示する場合は、この限りではない。

2 本条の規定は、本基本協定の有効期間の終了後も、引き続き効力を有するものとする。

( 本基本協定の効力 )

第 12 条 本基本協定は、特定事業契約締結後も、特定事業契約が継続している間は効力を有し、県及び落札者を拘束するものとする。ただし、特定事業契約において本基本協定

と異なる事項を定めたときは、特定事業契約の定めが優先して適用されるものとする。

(協議)

第 13 条 本基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて県と落札者が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 14 条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を 通作成し、県及び落札者は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県知事 黒岩 祐治

所在地

商号又は名称 (代表企業)

代表者職氏名 印

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 印



平成 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治殿

## 出 資 者 保 証 書

神奈川県と【PFI事業者名】(以下、「PFI事業者」という。)との間において、平成 年 月 日付けで締結された神奈川県立体育センター等特定事業契約(以下「本特定事業契約」という。)に関して、株主である【落札グループの構成企業】(以下「当社」という。)は、神奈川県に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

なお、特に明示のない限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、本特定事業契約に定めるとおりとします。

### 記

- 1 PFI事業者が、平成 年 月 日に、会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点におけるPFI事業者の発行済株式総数は 株であること。  
(2) 当社の保有するPFI事業者の株式の総数は 株であること。  
(3) 当社以外の者が保有するPFI事業者の株式の総数は 株であり、そのうち株は【落札グループの構成企業】が、 株は【落札グループの構成企業】が、株は【落札グループの構成企業】がそれぞれ保有すること。
- 3 当社は、本特定事業契約が終了する時までPFI事業者の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。県の承諾を得て、当社が保有するPFI事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、当該処分に係る契約の締結後速やかに、その契約書の写しを、県に提出すること。

以上

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

平成 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治殿

## 誓約書

神奈川県と【PFI事業者名】（以下「PFI事業者」という。）との間において、平成 年 月 日付けで締結された神奈川県立体育センター等特定事業契約（以下「本特定事業契約」という。）に関して、当社は、神奈川県に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、本特定事業契約に定めるとおりとします。

### 記

- 1 本日時点において、当社が保有するPFI事業者の株式の総数は、 株であること。
- 2 当社は、本特定事業契約が終了する時までPFI事業者の株式を保有するものとし、神奈川県の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。神奈川県の承諾を得て、当社が保有するPFI事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、当該処分に係る契約の締結後速やかに、その契約書の写しを、神奈川県に提出すること。
- 3 当社が保有するPFI事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴し、神奈川県に提出すること。

以上

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印